



2商第595号
令和2年7月13日

福島県知事 内堀 雅雄 様

二本松市長 三保 恵一



大規模小売店舗立地法第8条第1項に基づく意見について (提出)

令和2年3月10日付け元産第3403号並びに元産第3404号により依頼ありましたこのことについて、下記のとおり提出いたします。

記

1 店舗の名称及び所在地

メガステージ二本松Aエリア
二本松市作田240番ほか49筆
メガステージ二本松Bエリア
二本松市作田22番1ほか75筆

2 意見

(1) 交通に係る事項

① 道路の渋滞対策並びに交通事故の未然防止対策を講じること。

・交差点①に北東側から向かってきた場合、オフランプを通り国道459号に右折して合流することとなるが、右折するのに時間がかかり渋滞が発生すると考えられる。オフランプの部分が渋滞になると、国道4号まで車が連なり、走行中の車と待機中の車で事故が起きる可能性があるため、ガードマンを配置し、事故発生に注意する必要がある。

・交差点②に北側から向かってきて右折する場合、右折レーンが無いため渋滞になると考えられる。交差点②では右折せずに、交差点⑨で右折するようにする対応が考えられる。その場合、交差点⑨において北側から来て右折する車だけでなく、南側から来て左折する車があり、右折が円滑にできない可能性があるため、ガードマンを配置し、円滑な交通にする必要がある。

※ 各交差点については、別紙 (R2.2.7 大店立地法に係る計画概要説明会 (メガステージ二本松に関する説明会) 資料 P.53) 参照

② 開発道路については、道路管理者、所轄警察署、地元住民等関係者と十分協議の上、適正に設置すること。

(2) 防犯対策に係る事項

① 封鎖するための器具が人の手で移動できないようにするなど、営業時間外における出入

口封鎖の徹底を図ること。

- ② 店舗内および出入口のほかに、駐車場を撮影する防犯カメラを設置すること。
- ③ 犯罪の抑止効果を高めるため、「防犯カメラ作動中」の看板を来客の目につく場所に設置すること。また、私服警備員だけでなく、制服警備員を配置すること。
- ④ 騒音苦情対策（駐車場における速度抑止も含む）や改造車両等が集まらないようにするため、駐車場内に減速帯を設置すること。
- ⑤ 拡幅道路にかかる既設街路灯の代替施設については、地元要望もあるため、今後道路管理者と協議すること。

(3) 騒音の発生に係る事項

- ① 騒音規制法及び振動規制法の特定施設に該当する施設を設置する場合、または特定建設作業に該当する建設工事を実施する場合は、市へ届出を行い、規制基準を遵守すること。
- ② 近隣住民等より公害に関する苦情の申し立て等があった場合には、迅速かつ真摯に対応すること。

(4) 廃棄物の発生に係る事項

排出される廃棄物に関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理するとともに、減量化・資源化に積極的に取り組むこと。

(5) 街並みに係る事項

特に意見なし。

【事務担当：産業部商工課商工振興係 係長 丹野 Tel.0243-55-5120】

R2.2.7 大店立地法に係る計画概要説明会(メガステージ二本松に関する説明会)資料P53



1:5,000相当

地図上の1センチは約50メートル